

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 27 年 11 月 17 日

岐阜市長 細江 茂光

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲  
則武地域、市橋地域
2. 協議の結果を取りまとめた年月日  
別表記載のとおり
3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況  
別表記載のとおり
4. 3の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか  
変更無し
5. 農地中間管理機構の活用方針  
変更無し
6. 地域農業の将来のあり方  
変更無し